

放課後学び場事業（企業・NPO法人等運営型）（港北区）業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 放課後学び場事業（企業・NPO法人等運営型）（港北区）業務委託（以下、「事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（参加資格）

第3条 プロポーザルへの参加資格を有する法人は、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。ただし、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で資格を有しない場合でも、入札参加資格申請中であり、受託候補者を特定する期日までに横浜市一般競争入札有資格者名簿への登載が完了していることを条件として参加できるものとする。
- (2) 受託候補者を特定する時点で、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、規模区分が「中小」又は「その他」で、「種目：350：その他の委託等」に登録が認められており、「学習」を含む業務に登録している者であること。所在地区分は問わないものとする。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- (6) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

（提案書の内容）

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は提案書作成要領に定める。

- (1) 法人の概要、事業実績
- (2) 事業の実施方針
- (3) 事業の実施内容と実施手法
- (4) 事業の実施体制
- (5) 事業の業務管理運営体制
- (6) 事業の収支予算書
- (7) その他、事業の実施に必要な事項

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学習支援に対する理念及び事業の実施方針の妥当性、実現性等
  - (2) 事業の実施内容と実施手法の妥当性、実現性等
  - (3) 事業の実施体制の妥当性、実現性等
  - (4) 事業の業務管理運営体制の妥当性、実現性等
  - (5) 事業の収支予算書の妥当性
- 2 評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に評価を行い、ヒアリングに参加した評価委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
  - 4 ヒアリングに参加した評価委員の評価点数の合計が同点の場合は、評価委員の投票による多数決で同点者の順位を決める。票数が同点の場合には、委員長の判断により順位を決める。
  - 5 ヒアリングに参加した評価委員の評価点数の合計が配点の合計の60%に満たない場合は、提案者を失格とする。
  - 6 提案者が1者以上ある場合に評価を実施する。
  - 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) ヒアリング
  - (3) 提案書の評価
  - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。  
教育委員会事務局総務課長（委員長）  
教育委員会事務局小中学校企画課長（副委員長）  
教育委員会事務局教育政策推進課長

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長  
教育委員会事務局北部学校教育事務所指導主事室長

- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会の総務は、教育委員会事務局学校支援・地域連携課が行う。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われていること。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（評価結果の通知）

第8条 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

- 2 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は教育委員会事務局が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

- 3 前項により説明を求められたときは、教育委員会事務局が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（特定の効力）

第9条 実施要綱第17条により、受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して3か年度とする。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないときと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、教育委員会事務局及び事業実施校との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) 第4条で規定する提案書に、虚偽の記載があったとき

(4) その他、事業の受託者として適当でないと教育長が認めるとき

- 3 前項のほか、事業の受託者が初年度の参加意向申出書の提出から契約締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人特定の効力を取り消す。

#### 附則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。